

第 73 期



文化シャッター

定時株主総会 招 集 ご 通 知

日時

2019年6月25日（火曜日）
午前10時

場所

東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シャッター株式会社
本社 2階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

株主の皆様には、
ますますご清栄の
こととお慶び申し
あげます。

平素は格別のご
高配を賜り、厚く
御礼申し上げます。

当社グループ第

73期事業年度（2018年4月1日から2019
年3月31日まで）の事業の概況のご報告に
あたり、ご挨拶申し上げます。

2016年度よりスタートさせました中期経
営計画「進化する快適環境ソリューショング
ループ」の4年目に当たる2019年度は、
“To the next stage:「技術力」「施工力」
の進化”を経営方針として掲げ、大きな社会
変化が急速に広まる時代において、多様な価
値観が共存する生活様式に対応できる「コン
サルティング力」を駆使し、収益の拡大を図
るため、全業務分野における「技術力」の強
化に取り組んでまいります。

いかなる市場環境においても成長発展し続
ける強い企業力の構築に取り組んでおり、今
後ともお客様と社会から必要とされる商品・
サービスの提供に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、変わらぬご
支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげ
ます。

2019年6月

代表取締役社長

潮崎 敏彦



目次

第73期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	21
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告	47
株主メモおよびトピックス	52

社 是

誠実

誠実とは心のふれあいである。
真心のふれあいで信頼は生まれる。

努力

努力とは想像する行為の持続力である。

奉仕

奉仕は自発的な行為、
行動でお客様や社会のお役に立つこと。

経 営 理 念

私たちは、常にお客様の立場に立って行動します
私たちは、優れた品質で社会の発展に貢献します
私たちは、積極性と和を重んじ日々前進します

CSR憲章

1. 成長と共に
2. 社会と共に
3. 地球と共に
4. 働く仲間と共に

証券コード 5930
2019年6月3日

株 主 各 位

東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社
代表取締役会長 茂 木 哲 哉

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区西片一丁目17番3号
文化シヤッター株式会社 本社 2階ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
 - 報 告 事 項 1. 第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第73期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、3頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、「会社の支配に関する基本方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第21条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.bunka-s.co.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。

また、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.bunka-s.co.jp/>）に掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2019年6月24日（月曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者への料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、強固な経営基盤のもとに事業の発展を図り、利益の確保により株主の皆様への安定配当を継続する基本方針ならびに当事業年度の業績を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 4,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 4,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,075,752,990円となります。

(2018年11月30日に中間配当金として1株につき10円を支払済みでありますので、当事業年度の配当金は1株につき25円となります。)

(3) 剰余金の配当の効力発生日

2019年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、代表取締役および社外取締役4名を含む監査等委員会で構成される事前会議において全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当社における地位・担当	
1	もぎてつや 茂木哲哉	代表取締役会長	再 任
2	しおぎとしひこ 潮崎敏彦	代表取締役社長執行役員社長	再 任
3	しまむらよし のり 嶋村悦典	取締役常務執行役員製造、設計、施工、新事業、商品開発担当	再 任
4	おぐらひろ ゆき 小倉博之	取締役常務執行役員営業担当	再 任
5	おおしま とおる 大島 亨	取締役上席執行役員新事業・特需事業本部長	再 任
6	ふじ た よし のり 藤田義徳	取締役上席執行役員東日本事業本部長	再 任
7	み た みつる 三田 充	取締役上席執行役員ビル建材事業本部長	再 任
8	いちかわ はる ひこ 市川 治彦	取締役上席執行役員業務担当	再 任
9	やま さき ひろ き 山崎浩樹	常務執行役員西日本事業本部長	新 任

■略歴、地位および担当

1967年（昭和42年）3月 当社入社
1975年（昭和50年）10月 当社姫路工場長
1979年（昭和54年）10月 当社東京工場長
1983年（昭和58年）10月 北海道文化シャッター株式会社代表取締役社長
1991年（平成3年）6月 当社取締役北海道事業部長
1993年（平成5年）4月 当社取締役住建本部長
1995年（平成7年）4月 当社常務取締役製造本部長
1999年（平成11年）4月 当社専務取締役営業担当
2005年（平成17年）4月 当社代表取締役社長
2007年（平成19年）4月 当社代表取締役 社長執行役員
2009年（平成21年）4月 当社代表取締役社長 執行役員社長
2016年（平成28年）4月 当社代表取締役会長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

172,600株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

茂木哲哉氏は、1967年の入社以来、当社の製造部門や営業部門、そしてグループ会社の経営等において幅広い業務経験を有しております。2005年の当社代表取締役社長就任以後は、10年間の長期経営計画の実行において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの業容拡大に貢献しており、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1970年（昭和45年）3月 当社入社
1984年（昭和59年）4月 当社福岡工場長
1987年（昭和62年）4月 当社福岡支店長
1990年（平成2年）4月 当社千葉支店長
1993年（平成5年）4月 当社システム部長
1998年（平成10年）10月 当社人事部長
2006年（平成18年）4月 当社執行役員人事部長
2007年（平成19年）4月 当社執行役員業務担当
2007年（平成19年）6月 当社取締役上席執行役員業務担当
2009年（平成21年）4月 当社取締役上席執行役員企画管理本部長
2011年（平成23年）4月 当社取締役常務執行役員業務担当
2012年（平成24年）6月 当社取締役専務執行役員業務担当
2016年（平成28年）4月 当社代表取締役社長 執行役員社長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

80,000株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

潮崎敏彦氏は、1970年の入社以来、製造部門や営業部門、本社管理部門の責任者を歴任するなど、あらゆる業務における幅広い経験を有しております。2007年の当社取締役就任以後は、主に管理部門およびグループ会社の業務執行を統括し、当社グループの業容拡大に貢献しております。また2016年の代表取締役社長就任以後は、新たに策定した中期経営計画の実行を牽引するなど、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1978年（昭和53年）4月 当社入社
2003年（平成15年）4月 当社住建支社技術室長
2008年（平成20年）4月 当社商品開発部長
2010年（平成22年）4月 当社執行役員商品開発部長
2011年（平成23年）4月 当社執行役員商品開発担当 兼 商品開発部長
2011年（平成23年）6月 当社取締役上席執行役員商品開発担当 兼 商品開発部長
2013年（平成25年）4月 当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当 兼 商品開発部長
2014年（平成26年）4月 当社取締役上席執行役員新事業、新商品担当
2018年（平成30年）4月 当社取締役常務執行役員製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

37,500株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

嶋村悦典氏は、1978年の入社以来、主に技術部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、技術部門および新事業、新商品開発をはじめとして製造部門、設計・施工部門等の担当役員として当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1980年（昭和55年）7月 当社入社
2002年（平成14年）4月 当社南九州支店長
2005年（平成17年）4月 当社九州特販支店長
2008年（平成20年）4月 当社中四国支社長
2010年（平成22年）4月 当社執行役員九州支社長
2011年（平成23年）4月 当社執行役員西日本事業本部長
2011年（平成23年）6月 当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
2016年（平成28年）4月 当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）4月 当社取締役常務執行役員営業担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

22,600株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

小倉博之氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2011年の当社取締役就任以後は、西日本エリアの営業部門責任者、大手ゼネコン担当部門の責任者、そして当社営業部門の統括責任者を歴任するなど、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1980年（昭和55年）4月 北海道文化シャッター株式会社入社
2004年（平成16年）4月 当社北海道支社市場開拓部長
2005年（平成17年）4月 当社北海道特販支店長
2007年（平成19年）4月 当社埼玉支店長
2011年（平成23年）4月 当社首都圏支店長
2013年（平成25年）4月 当社執行役員首都圏支店長
2015年（平成27年）6月 当社取締役上席執行役員住宅建材事業本部長
2017年（平成29年）4月 当社取締役上席執行役員東日本事業本部長
2019年（平成31年）4月 当社取締役上席執行役員新事業・特需事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

9,400株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

大島亨氏は、1980年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2015年の当社取締役就任以後は、主に住宅建材部門および東日本エリアの営業部門責任者および新事業部門の責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）4月 当社入社
2003年（平成15年）4月 当社福岡支店長
2007年（平成19年）4月 当社広島支店長
2010年（平成22年）4月 当社ドア・パーティション事業部三部長
2011年（平成23年）4月 当社九州支店長
2014年（平成26年）4月 当社執行役員九州支店長
2016年（平成28年）4月 当社常務執行役員西日本事業本部長
2017年（平成29年）6月 当社取締役上席執行役員西日本事業本部長
2019年（平成31年）4月 当社取締役上席執行役員東日本事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

3,237株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

藤田義徳氏は、1983年の入社以来、主に西日本エリアの営業部門やドア、パーティションの営業部門等における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2017年の当社取締役就任以後は、主に西日本エリアおよび東日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後も当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1982年（昭和57年）4月 当社入社
2001年（平成13年）4月 当社多摩支店長
2005年（平成17年）4月 当社神奈川支店長
2009年（平成21年）4月 当社福岡支店長
2011年（平成23年）4月 当社中部支店長
2013年（平成25年）4月 当社執行役員特需事業本部長
2014年（平成26年）4月 文化シャッターサービス株式会社代表取締役社長
2018年（平成30年）4月 当社常務執行役員ビル建材事業本部長
2018年（平成30年）6月 当社取締役上席執行役員ビル建材事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

8,700株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

三田充氏は、1982年の入社以来、主に営業部門における幅広い業務経験や専門的知見を有しております。その後、2013年からは新事業部門の責任者、2014年からは当社製品のアフターメンテナンス等を手掛けるグループ会社の社長を歴任し、2018年の当社取締役就任以後は、主に大手ゼネコン担当部門の責任者として、当社グループの業容拡大に貢献し、取締役としての職責を果たしております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1983年（昭和58年）4月 当社入社
2007年（平成19年）4月 当社人事部長
2012年（平成24年）4月 当社人事総務部長
2013年（平成25年）4月 当社執行役員人事総務部長
2016年（平成28年）4月 当社常務執行役員業務担当
2018年（平成30年）6月 当社取締役上席執行役員業務担当
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

5,200株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

市川治彦氏は、1983年の入社以来、主に本社管理部門における人事・労務や総務等の専門的知見を有するほか、営業推進部門における幅広い業務経験も有しております。2016年以後は経理、財務、グループ経営等を含めた本社管理部門の統括責任者、2018年の当社取締役就任後も同様に本社管理部門の統括責任者として、当社グループの業容拡大に貢献しております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を引き続き取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1985年（昭和60年）4月 当社入社
2007年（平成19年）4月 当社四国支店長
2009年（平成21年）4月 当社関西特販支店長
2011年（平成23年）4月 当社中四国支店長
2015年（平成27年）4月 当社西日本事業本部業務部長
2016年（平成28年）4月 当社営業企画部長
2017年（平成29年）4月 当社執行役員営業企画部長
2019年（平成31年）4月 当社常務執行役員西日本事業本部長
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

541株

■取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者として指名する理由

山崎浩樹氏は、1985年の入社以来、主に営業部門において、西日本エリアの営業部門やゼネコン営業担当部門などにおける、幅広い業務経験や専門的知見を有しております。2016年の営業企画部門責任者就任以後は、全社の営業政策立案等に従事し、2019年より西日本エリアの営業部門責任者として、当社グループの業容拡大に貢献しております。

このような理由から、今後の当社グループの経営方針や企業戦略の意思決定に適任と考え、同氏を新たに取締役候補者として指名いたします。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、代表取締役および社外取締役4名を含む監査等委員会で構成される事前会議を経て、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者およびその選任理由は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名				現在の当社における地位・担当	
1	にし 西	かわ 川	ひで 秀	ゆき 行	取締役監査等委員（常勤）	再 任
2	いい 飯	な 名	たか 隆	お 夫	取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）	再 任
3	ふじ 藤	た 田	しょう 昇	ぞう 三	取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）	再 任
4	あ 阿	べ 部	かず 和	ふみ 史	取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）	再 任

■略歴、地位および担当

1978年（昭和53年）4月 当社入社
2001年（平成13年）6月 当社経理部長
2008年（平成20年）6月 当社経営企画部長
2010年（平成22年）4月 当社執行役員経営企画部長
2012年（平成24年）6月 当社監査役（常勤）
2017年（平成29年）6月 当社取締役監査等委員（常勤）
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

45,152株

■監査等委員である取締役候補者として指名する理由

西川秀行氏は、1978年の入社以来、30年の長きにわたり主に経理部業務に従事し、会計分野における豊富な知識、経験を有しているとともに、経営企画部長としてグループ会社の経営チェックの実務経験も有しております。また、2012年の当社監査役就任以後、当社各部門およびグループ会社の往査や重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行監査を行っており、当社の経営チェックに有効であると判断し、同氏を引き続き監査等委員である取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1970年（昭和45年）4月 東急建設株式会社入社
2002年（平成14年）6月 同社取締役
2004年（平成16年）6月 同社取締役兼常務執行役員
2005年（平成17年）6月 同社代表取締役兼専務執行役員
2010年（平成22年）4月 同社代表取締役兼副社長執行役員
2012年（平成24年）6月 同社顧問
2013年（平成25年）6月 同社顧問退任
2015年（平成27年）6月 当社取締役（社外取締役・非常勤）
2017年（平成29年）6月 当社取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

5,100株

■監査等委員である社外取締役候補者として指名する理由

飯名隆夫氏は、2015年の当社取締役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議において意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。

また、他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1976年（昭和51年）4月 検事任官
1986年（昭和61年）4月 在ジュネーヴ国際機関日本政府代表部一等書記官
1990年（平成2年）4月 東京地方検察庁検事
1997年（平成9年）4月 法務省刑事局刑事課長
2001年（平成13年）7月 東京地方検察庁総務部長
2003年（平成15年）9月 佐賀地方検察庁検事正
2008年（平成20年）1月 最高検察庁公安部長
2010年（平成22年）6月 広島高等検察庁検事長
2010年（平成22年）12月 名古屋高等検察庁検事長
2011年（平成23年）8月 定年退官
2011年（平成23年）9月 弁護士登録（東京弁護士会）
2012年（平成24年）4月 株式会社整理回収機構取締役
2012年（平成24年）6月 同社代表取締役社長
2015年（平成27年）10月 同社代表取締役社長退任
2015年（平成27年）11月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業入所
2016年（平成28年）6月 当社監査役（社外監査役・非常勤）
2017年（平成29年）6月 当社取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
2018年（平成30年）10月 奥野総合法律事務所・外国法共同事業退所
2019年（平成31年）2月 藤田昇三法律事務所設立
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

アセットマネジメントOne株式会社 取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
株式会社エコス 取締役（社外取締役・非常勤）
三機工業株式会社 監査役（社外監査役・非常勤）

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

1,700株

■監査等委員である社外取締役候補者として指名する理由

藤田昇三氏は、2016年の当社監査役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。

また、主に法曹界での要職を歴任し、法律の専門家として豊富な知識と幅広い見識を有しており、特に法令順守の分野において、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

■略歴、地位および担当

1974年（昭和49年）4月 住友軽金属工業株式会社（現 株式会社UACJ）入社
2000年（平成12年）6月 同社購買部長
2006年（平成18年）4月 同社執行役員購買部長
2010年（平成22年）4月 同社常務執行役員管理本部副本部長
2013年（平成25年）6月 同社監査役
2013年（平成25年）10月 同社常勤監査役
2015年（平成27年）6月 同社常勤監査役退任
2016年（平成28年）6月 当社監査役（社外監査役・非常勤）
2017年（平成29年）6月 当社取締役監査等委員（社外取締役・非常勤）
（現在に至る）

■重要な兼職の状況

なし

■当社との特別の利害関係

なし

■所有する当社の株式数

1,700株

■監査等委員である社外取締役候補者として指名する理由

阿部和史氏は、2016年の当社監査役就任以後、当社取締役会をはじめとした重要会議で意見を述べるなど適切に取締役の業務執行の監督を行っております。

また、他社における豊富な実務経験および監査役として職務経験を有しており、客観的かつ中立的な立場から当社の経営チェックを行うことができるものと判断し、同氏を引き続き、監査等委員である社外取締役候補者として指名いたします。

- （注）1. 飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の3氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 飯名隆夫氏は、2015年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって4年間であります。
3. 藤田昇三、阿部和史の両氏は、2017年6月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。なお、両氏は2016年6月から2017年6月まで、当社社外監査役に就任しており、その就任期間は1年間であります。

以 上

(添付書類)

事業報告

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度のわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に景気は緩やかな回復基調が続く一方で、大型の台風や地震等の自然災害が発生した影響により、一時的に景況感は悪化しました。また、世界経済においても、米中の貿易摩擦や中国経済の減速、欧州における政治情勢の不安など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中、当社グループの売上高は1,746億6千1百万円（前年度比12.3%増）となり、利益面におきましても、当社グループの全部門において利益の確保に全力で取り組みました結果、営業利益は98億1百万円（前年度比44.1%増）、経常利益は108億1百万円（前年度比40.6%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益につきましても72億9千4百万円（前年度比128.3%増）となりました。

事業部門別の状況につきましては、以下のとおりであります。

【シャッター関連製品事業】

シャッター関連製品事業につきましては、軽量シャッターおよび重量シャッター等が堅調に推移したことに加えて、BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD（オーストラリア連邦クイーンズランド州）を連結の範囲に含めたこと等により、売上高は646億8百万円（前年度比24.4%増）となり、営業利益につきましても78億7千2百万円（前年度比40.5%増）となりました。

【建材関連製品事業】

建材関連製品事業につきましては、BXルーテス株式会社を連結の範囲に含めたこと等により、売上高は755億5千1百万円（前年度比5.1%増）となりましたが、利益面におきましては、グループ丸となって利益の確保に取り組みましたものの、病院・福祉施設向け引き戸等が低調に推移いたしましたので、営業利益は11億5千5百万円（前年度比33.1%減）となりました。

【サービス事業】

サービス事業につきましては、緊急修理対応および定期保守メンテナンス契約等が好調に推移いたしましたので、連結子会社文化シャッターサービス株式会社の業績を含めまして、売上高は234億7千7百万円（前年度比19.1%増）となり、営業利益につきましても38億4千3百万円（前年度比68.2%増）となりました。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

【リフォーム事業】

リフォーム事業につきましては、ストック市場への取り組みとして、ビルの改修等を手掛けるリニューアル事業および住宅用リフォーム事業に注力しておりますが、市場における競争激化の影響によって、連結子会社BXゆとりフォーム株式会社の業績を含めまして、売上高は69億5千5百万円（前年度比13.8%減）となり、営業利益につきましても8千6百万円（前年度比58.3%減）となりました。

【その他事業】

その他事業につきましては、社会問題化しているゲリラ豪雨等に対する浸水防止用設備を手掛ける止水事業や産業用の太陽光発電システム等を手掛けるエネルギー事業等の業績を含めまして、売上高は40億6千9百万円（前年度比3.9%増）となり、営業利益につきましても2億3千1百万円（前年度比20.8%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中の設備投資額は32億5千5百万円で、その主なものは、社内基幹システムの更新ならびに当社および子会社の工場等における建屋、生産設備の更新、維持費用であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的な資金調達および財務基盤の安定化をはかるため、2017年10月から2020年10月までの3年間を期間として、取引金融機関と融資限度枠70億円のコミットメントライン契約を締結しております。

また、当社は2018年8月28日開催の取締役会決議に基づき「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面総額100億円）を発行し、ArcPac Garage Doors Pty Ltd（現社名 BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD）の株式取得に際して取引金融機関から調達した借入金の返済資金およびルーテス株式会社（現社名 BXルーテス株式会社）の株式取得資金に充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は2018年8月7日開催の取締役会におきまして、主に木材・プラスチック再生複合材の製造および販売を行っている株式会社エコウッドの株式を取得し、子会社化することを決議いたしました。株式の取得日は2018年9月19日であり、“エコと防災”をキーワードに商品展開を進めている当社グループにおいて、環境配慮建材等の供給・受注体制の一層の強化を図ってまいります。

(2) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く市場環境は、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関連施設等の施工がピークを迎えるとともに、大都市圏における再開発プロジェクトやインターネット通販の拡大に伴う大都市圏近郊の大型物流倉庫など、旺盛な建設需要を背景に底堅く推移するものと思われます。

このような状況のもと、当社グループでは、2016年度から2020年度までの5カ年における中期経営計画を推し進めており、「進化する快適環境ソリューショングループ」の実現をめざし、計画達成に向けて事業領域の拡大による企業価値向上に取り組んでおります。

当社グループの主力事業である重量シャッターや軽量シャッター等の「シャッター関連製品事業」およびスチールドアや引き戸、パーティション等の「建材関連製品事業」を「基幹事業」として、また、ポスト2020を見据え、今後の当社グループの発展を担う事業を「注力事業」として、それぞれ位置付け、お客様の要望や用途に応じた的確な提案をさせて頂くコンサルティングセールスを実践するとともに、新しい価値創造やビジネスモデルの構築も積極的に推し進めております。

中期経営計画の4年目にあたる2019年度は、“To the next stage: 「技術力」「施工力」の進化”を経営方針として掲げ、大きな社会変化が急速に広まる時代において、多様な価値観が共存する生活様式に対応できる「コンサルティング力」を駆使し、収益の拡大を図るため、全業務分野における「技術力」の強化に取り組んでまいります。

海外事業におきましては、これまでベトナムを中心に東南アジアを内需と捉えて事業を展開してまいりましたが、2018年3月にBX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD（オーストラリア連邦クイーンズランド州）を設立し、その事業領域をオーストラリアにまで広げ、ベトナムおよびオーストラリア市場を中心として、さらなるグローバル化を積極的に推し進めてまいります。

【多様な働き方の支援】

当社グループでは、全従業員が働きがいを持って業務に従事できるよう、多様な働き方を支援する取り組みを推し進めております。「労働時間の見える化」をはじめとした労務管理の徹底による長時間労働の抑制やシフト勤務等をはじめとした柔軟な働き方を支援する制度の導入、育児や介護をしながら勤務を継続できるような育児両立支援制度の拡充等、従業員が活躍できる職場環境づくりを推し進めるとともに、業務に対するモチベーションを高めることで、さらなる生産性の向上につながるような意識改革を推進してまいります。

【C S Rへの取り組み】

当社グループでは、事業活動の原点である社是（誠実・努力・奉仕）をはじめとして、企業活動における行動指針である経営理念や、2007年に制定した「C S R憲章」を常に意識して事業活動を推し進めております。

また、当社グループは全ての法令を順守し、公正な事業環境の中で利潤を追求すること、事業活動を通じて広く社会に貢献することが、社会との信頼関係を構築することであると強く認識しております。

地球規模で深刻化する環境問題に対しては「グループ環境方針」に則り、事業活動におけるエネルギー使用の合理化および電気需要の平準化ならびに廃棄物の削減に取り組んでおります。全工場においてエネルギー原単位の削減に取り組むとともに、廃棄物の3 Rによるゼロエミッションを継続的に推し進めております。

今後は、企業の持続的成長・発展のための重要なテーマであるE S G（環境、社会、ガバナンス）および国連が掲げる全世界共通の課題や目標である「持続可能な開発目標（S D G s : Sustainable Development Goals）」を踏まえたうえで、当社グループのC S R活動をさらに推し進めてまいります。

このように、当社グループは「快適環境のソリューショングループ」として常に進化し続けることで、絶えず変化する社会的課題の解決をめざして事業に取り組んでまいり所存です。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 70 期 2015年度	第 71 期 2016年度	第 72 期 2017年度	第 73 期 2018年度 (当事業年度)
売 上 高	百万円 143,180	百万円 145,855	百万円 155,515	百万円 174,661
経 常 利 益	百万円 10,524	百万円 8,463	百万円 7,681	百万円 10,801
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	百万円 6,349	百万円 5,967	百万円 3,195	百万円 7,294
1 株当たり当期純利益	円 88.56	円 83.24	円 44.57	円 101.74
総 資 産	百万円 130,098	百万円 139,660	百万円 153,778	百万円 162,085
純 資 産	百万円 60,721	百万円 66,929	百万円 70,195	百万円 74,179
1 株当たり純資産額	円 846.95	円 933.54	円 979.11	円 1,032.44

(注) 1. 1 株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1 株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

期 別 項 目	第 70 期 2015年度	第 71 期 2016年度	第 72 期 2017年度	第 73 期 2018年度 (当事業年度)
売 上 高	百万円 111,863	百万円 112,930	百万円 114,215	百万円 118,133
経 常 利 益	百万円 8,415	百万円 6,474	百万円 6,123	百万円 7,519
当 期 純 利 益	百万円 5,433	百万円 5,133	百万円 3,009	百万円 5,614
1 株当たり当期純利益	円 75.76	円 71.58	円 41.97	円 78.29
総 資 産	百万円 106,391	百万円 112,444	百万円 122,524	百万円 128,166
純 資 産	百万円 50,832	百万円 55,402	百万円 58,214	百万円 61,367
1 株当たり純資産額	円 708.79	円 772.51	円 811.72	円 855.70

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は自己株式を除く期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
B X 新 生 精 機 株 式 会 社	200百万円	100.0%	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
文化シャッターサービス株式会社	110百万円	100.0%	各種シャッター等の修理点検
B X ゆとりフォーム株式会社	90百万円	100.0%	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
B X テ ン パ ル 株 式 会 社	30百万円	100.0%	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

当社グループは、各種シャッター、住宅用建材、ビル用建材および建築用金物等の製造販売とその保守点検・修理ならびに注文家具の製造販売、保険代理業、住宅リフォーム事業を行っております。

(6) 主要な営業所および工場（2019年3月31日現在）

① 当社の営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
北海道支店	北海道	ステンレス部	東京都
東北支店	宮城県	パーティション部	東京都
関越支店	群馬県	シャッター特需部	東京都
東関東支店	千葉県	止水事業部	東京都
首都圏支店	東京都	特殊建材事業部	東京都
住宅建材東日本支店	東京都	中部支店	愛知県
東日本設計施工統括部	東京都	関西支店	大阪府
首都圏ビル建材支店	東京都	住宅建材西日本支店	大阪府
リニューアル支店	東京都	西日本設計施工統括部	大阪府
マンションドア部	東京都	中国支店	広島県
福祉住環境部	東京都	九州支店	福岡県

② 当社の工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
千歳工場	北海道	姫路工場	兵庫県
秋田工場	秋田県	御着工場	兵庫県
小山工場	栃木県	福岡工場	福岡県
掛川工場	静岡県		

③ 子会社の主要な事業所

名 称	所 在 地	主な事業内容
文化シャッターサービス株式会社	東 京 都	各種シャッター等の修理点検
B X 新 生 精 機 株 式 会 社	兵 庫 県	電動開閉機、各種昇降機、計測器の製造、販売
B X テ ン パ ル 株 式 会 社	東 京 都	商業施設・住宅用オーニング等の製造、販売
B X 文 化 工 芸 株 式 会 社	埼 玉 県	備え付け家具、インテリア、関連什器の製造、販売
B X あ い わ 株 式 会 社	東 京 都	保険代行、リース紹介および斡旋、旅行業
B X 沖縄文化シャッター株式会社	沖 縄 県	各種シャッターおよび関連製品の製造、販売
B X ケ ン セ イ 株 式 会 社	大 分 県	スチール建具、スチールドアの製造、販売
B X 文 化 パ ネ ル 株 式 会 社	大 阪 府	可動間仕切、トイレブースおよび金属製ドアの製造、販売
B X テ ィ ア ー ル 株 式 会 社	埼 玉 県	戸建住宅、マンション等の玄関用金属製ドア、パーティション等の製造、販売
B X ゆ とり フ ォ ー ム 株 式 会 社	東 京 都	リフォームの設計・施工および請負ならびにそれらに関連する事業
B X 紅 雲 株 式 会 社	愛 知 県	ステンレス建材、ステンレス製特定防火設備等の製造、販売
B X 鐵 矢 株 式 会 社	千 葉 県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
B X 東 北 鐵 矢 株 式 会 社	山 形 県	鉄骨、鉄扉、金属製窓枠、建築用諸金物の製造、販売、現場施工
B X 朝 日 建 材 株 式 会 社	徳 島 県	スチール建材およびスチールドアの製造、販売
B X 西 山 鉄 網 株 式 会 社	東 京 都	住宅向け基礎鉄筋ユニットおよび溶接金網、ラス等の製造、販売
B X カ ネ シ ン 株 式 会 社	東 京 都	建築用諸金物の製造、販売
B X T O S H O 株 式 会 社	神 奈 川 県	木造住宅の建築設計
BX BUNKA VIETNAM Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国	各種シャッター、ドアの製造、販売
BX BUNKA AUSTRALIA PTY LTD	オーストラリア連邦	ガレージドアの製造、販売
株 式 会 社 エ コ ウ ッ ド	福 岡 県	木材・プラスチック再生複合材の製造、販売

- (注) 1. 当社は2017年12月26日開催の取締役会において、主にマンションやホテル向けスチールドアの製造・販売を行っているルーテス株式会社の株式を取得し、子会社化することについて決議いたしました。株式の取得日は2018年4月2日であり、同日付でB Xルーテス株式会社に商号変更を行いました。
2. 2018年8月7日開催の取締役会において、木材・プラスチック再生複合材の製造および販売を行っている株式会社エコウッドの株式取得および子会社化を決議し、2018年9月19日付けで株式を取得いたしました。

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減
4,639名	161名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,947名	6名減	43.4歳	17.6年

- (注) 1. 従業員数には、パートおよび嘱託社員等(670名)は含まれておりません。
2. 従業員数には、関係会社等への出向者(44名)は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,766
株式会社三菱UFJ銀行	962
三井住友信託銀行株式会社	708

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当する事項はありません。

2. 会 社 の 現 況

(1) 株 式 の 状 況 (2019年 3 月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 288, 000, 000株
- ② 発行済株式の総数 72, 196, 487株
(自己株式479, 621株を含む)
- ③ 単 元 株 式 数 100株
- ④ 株 主 数 4, 797名
- ⑤ 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
文 化 シ ャ ッ タ ー 関 連 企 業 持 株 会	5, 479, 277	7. 64
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	3, 260, 978	4. 54
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2, 934, 873	4. 09
文 化 シ ャ ッ タ ー 社 員 持 株 会	2, 763, 874	3. 85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2, 415, 600	3. 36
J . P . M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 6 3 2	2, 272, 400	3. 16
日 本 製 鉄 株 式 会 社	2, 023, 750	2. 82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1, 958, 800	2. 73
住 友 商 事 株 式 会 社	1, 834, 200	2. 55
株 式 会 社 淀 川 製 鋼 所	1, 669, 000	2. 32

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本製鉄株式会社は、2019年 4 月 1 日に新日鐵住金株式会社から日本製鉄株式会社へ商号変更を行いました。

(2) 新株予約権等の状況（2019年3月31日現在）

2018年8月28日開催の取締役会決議に基づき発行した「2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」（額面総額100億円）に付された新株予約権の概要

新株予約権の数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	当社普通株式（単元株式数100株） 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
転換価額	1,040円
新株予約権の行使期間	2018年9月27日から2023年8月30日まで （行使請求受付場所現地時間）
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況 等
代表取締役会長	茂 木 哲 哉	
代表取締役社長	潮 崎 敏 彦	執行役員社長
取 締 役	嶋 村 悦 典	常務執行役員 製造、設計、施工、新事業、商品開発担当
取 締 役	小 倉 博 之	常務執行役員 営業担当
取 締 役	大 島 亨	上席執行役員 東日本事業本部長
取 締 役	藤 田 義 徳	上席執行役員 西日本事業本部長
取 締 役	三 田 充	上席執行役員 ビル建材事業本部長
取 締 役	市 川 治 彦	上席執行役員 業務担当
取締役監査等委員 （ 常 勤 ）	西 川 秀 行	
取締役監査等委員 （ 常 勤 ・ 社 外 ）	上 村 彰	
取締役監査等委員 （ 社 外 ）	飯 名 隆 夫	
取締役監査等委員 （ 社 外 ）	藤 田 昇 三	アセットマネジメントOne株式会社 社外取締役監査等委員 株式会社エコス 社外取締役 三機工業株式会社 社外監査役
取締役監査等委員 （ 社 外 ）	阿 部 和 史	

- (注) 1. 取締役上村彰、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の4氏は社外取締役であります。
2. 当社は、上村彰、飯名隆夫、藤田昇三、阿部和史の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役西川秀行氏は、当社における経理部門での業務経験を有しており、税務、財務および会計についての相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、社内の重要会議への出席、業務執行取締役および使用人等からの情報収集ならびに内部監査部門との連携を図るため、取締役西川秀行氏および取締役上村彰氏を常勤の監査等委員として選定しております。

5. 決算期後の担当および重要な兼職の状況等の変更は次のとおりであります。

年 月 日	地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況等
2019年4月1日	取 締 役	大 島 亨	上席執行役員 新事業・特需事業本部長
	取 締 役	藤 田 義 徳	上席執行役員 東日本事業本部長

【参考】

2019年4月1日現在の執行役員（取締役兼務者を除く。）は次のとおりであります。

常務執行役員	谷 久 夫	海外事業部長
常務執行役員	神 田 潤一郎	経営企画部部長
常務執行役員	佐久間 博 志	営業推進部長
常務執行役員	大 澤 慎 一	営業企画部長
常務執行役員	山 崎 浩 樹	西日本事業本部長
執 行 役 員	岡 本 一 也	情報システム部長
執 行 役 員	松 山 成 強	C S R統括部長
執 行 役 員	石 倉 則 夫	商品開発部長
執 行 役 員	大 岡 忠 仁	製造企画部長
執 行 役 員	小 竹 行 之	首都圏支店長
執 行 役 員	和根崎 淳 一	ドア・パーティション事業本部長
執 行 役 員	葛 西 仁	関越支店長
執 行 役 員	石 井 誠	リニューアル支店長
執 行 役 員	元 木 幸一郎	設計施工企画部長
執 行 役 員	神 藤 定 幸	東日本設計施工統括部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において、定款を変更し、下記のとおり、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）の責任限定契約に関する規定を設けております。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との責任限定契約

当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度として負担する契約を締結することができる。

③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および監査等委員である取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	11名	353百万円
監査等委員 (うち社外取締役)	5名 (4)	59百万円 (39)
合計 (うち社外取締役)	16名 (4)	413百万円 (39)

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額600百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と承認いただいております。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第71期定時株主総会において年額100百万円以内と承認いただいております。

④ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等の重要な兼職の状況

取締役監査等委員藤田昇氏はアセットマネジメントOne株式会社の社外取締役監査等委員および株式会社エコスの社外取締役ならびに三機工業株式会社の社外監査役であります。

なお、当社とアセットマネジメントOne株式会社、株式会社エコス、三機工業株式会社との間に特別の関係はありません。

イ. 社外役員の事業年度中の取締役会および監査等委員会での活動状況

a. 当事業年度開催の取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	取締役会（9回開催）		監査等委員会（10回開催）	
	出 席 回 数	出 席 率	出 席 回 数	出 席 率
取 締 役 上 村 彰	9回	100.0%	10回	100.0%
取 締 役 飯 名 隆 夫	9回	100.0%	10回	100.0%
取 締 役 藤 田 昇 三	8回	88.8%	10回	100.0%
取 締 役 阿 部 和 史	9回	100.0%	10回	100.0%

b. 取締役会および監査等委員会における発言状況

- ・上村彰氏は、他社における豊富な実務経験に基づいて意見を述べるなど取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・飯名隆夫氏は、主に他社における経営者としての経験から意見を述べるなど取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
- ・藤田昇三氏は、主に法律の専門家の見地から意見を述べるなど取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言ならびに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・阿部和史氏は、主に他社における豊富な実務経験および監査役としての職務経験から意見を述べるなど取締役会および監査等委員会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	48百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価および分析、会計監査の職務遂行状況ならびに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえで会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である2023年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に係るコンフォートレター作成業務を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、当社都合による場合および当社の「監査等委員会規定」等に定める事項による場合ならびに会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められるときは、監査等委員会の決議に基づき、当社監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、当社監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

3. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社および当社の子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループの取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「文化シャッターグループC S R憲章」のもとに役員および従業員の行動規範を定めている。
- イ. 当社の監査等委員会は、独立した立場から内部統制システムの整備状況、運用状況を含めて、適法性および妥当性の観点から取締役の職務執行の監査等を行う。
- ウ. 当社の内部監査部門は、「内部監査規定」等に基づき、監査等委員会等との連携を図り、子会社を含めた各部門の監査を行う。
- エ. 当社グループとして、金融商品取引法および関係法令に基づき「財務報告に係る内部統制」の対応体制を構築し、全ての業務において継続的に整備を進めて行く。
- オ. 問題の未然防止、早期発見と早期解決を目的として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を社外に設置し、当社グループの全従業員から報告を受け付ける体制を整備している。
- カ. 「文化シャッターグループC S R行動指針」に基づいて、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力および団体とは、決して関わりを持たず、不当な要求等に対しては、弁護士、警察等とも緊密に連携し、毅然とした姿勢で対応する。
- キ. 今後においても、適宜、コンプライアンス体制およびリスク管理体制を整備して行く。

② 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、取締役会およびその他の重要会議の議事録、稟議書、その他の職務の執行に係る情報（電磁的情報を含む。）を、法令、定款および「取締役会規定」、「文書管理規定」等の社内規定の定めるところに従い適切に保存し、かつ管理する。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 情報の管理については「内部情報管理規定」等の社内規定の定めるところに従い内部情報等（電磁的情報を含む。）を適切に管理する。
- イ. 製品についてのお客様からの問い合わせに迅速に対応するため、社内規定等のルールの明確化および「商品履歴管理システム」の導入、「お客様相談室」の設置などの体制を構築しており、今後も整備を進める。

- ウ．取締役については取締役会の決議に基づき、従業員については「職務分掌規定」等の社内規定に基づき、それぞれ職務担当および権限が規定され、責任の所在を明確化しているとともに、CSR担当部門を中心として、全社的な教育・啓蒙を行うなど、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の強化を進める。
- エ．当社グループの経営に影響をおよぼすような危機が発生した場合にとるべき対応について「経営危機対応規定」を制定し、万一の場合に備えており、今後も適宜、見直しをして行く。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア．取締役は、中・長期経営計画をはじめとした経営の執行方針および法令において定められている事項等の経営に関する重要事項を決定し、従業員の業務執行状況を監督する。
- イ．取締役会の決議により、各取締役の担当職務等が決定され、担当職務ごとに権限の分配を行っている。
- ウ．「職務分掌規定」等に基づいて、部門、職位ごとに役割および権限分担を行うと同時に、「稟議規定」等において、取締役および従業員の決裁権限を明確に定めている。

⑤ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ア．「子会社管理規定」等の定めるところに従って、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に当社への報告を行うものとする。
- イ．子会社の役員および従業員は、当社の監査等委員会から報告を求められた場合には、速やかに必要な報告および情報提供を行うものとする。

⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制

- ア．監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、当社の従業員を任命する。
- イ．重要事項については、内部監査部門等が、適宜、監査等委員会の補助体制をとることとする。

⑦ 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- 前号の従業員については、その独立性を確保するために、任命および解任ならびに人事異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

- ⑧ 当社グループの取締役および従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ア. 取締役は、業務執行の意思決定機関である取締役会において決議した事項ならびに法令、定款に違反するおそれのある場合、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。
また、監査等委員である取締役は、必要があると認めるときは、社内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
 - イ. 従業員が会社の目的とする範囲外の行為、その他法令・定款に違反をするおそれのある場合および会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実を発見した場合は、当該事実に関する事項を監査等委員会に報告するものとする。
 - ウ. 「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口（社外）が当社グループの役員および従業員から通報を受けたときには、当社の内部通報担当部門に報告するものとし、当社の内部通報担当部門は、内部通報の状況等について監査等委員会に報告するものとする。
 - エ. 当社グループは、上記の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いをすることを禁止する。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役がその職務の執行につき、費用の前払い等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、その請求に応じるものとする。
- ⑩ その他監査等委員会による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会は、職務の遂行に必要と判断したときは、取締役および従業員ならびに会計監査人に対して報告を求めることができる。
 - イ. 監査等委員会は、代表取締役および業務執行取締役等と定期的に情報や意見の交換を行うものとする。
 - ウ. 監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と随時、情報や意見の交換を行うものとする。
 - エ. 監査等委員会が取締役会をはじめとした重要会議の議事録および稟議書等を閲覧できる体制を整備するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

「文化シャッターグループCSR憲章」等を制定し、コンプライアンス体制の強化を図り、違法行為を未然に防止するとともに、違法行為の早期発見および是正ならびに再発防止を目的とした施策として「公益通報者保護規定」に基づく通報窓口を外部弁護士事務所に設置しております。

また、定期的に全役員および従業員を対象に主に当社の事業活動に関連する諸法令についてのコンプライアンス教育を実施し、法令知識の習得およびコンプライアンス意識の向上に努めております。

② 職務執行の適正性および効率性の確保に関する取組みの状況

当社では、取締役会の決議に基づき各取締役の担当職務を決定し、役割、権限の分配が明確化されていると同時に、経営の監督と業務執行を分離させるために執行役員制度を採用しております。

当事業年度においては取締役会を9回開催し、社外取締役からの意見等を踏まえたうえで重要事項の審議、決定を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する取組みの状況

「経営危機対応規定」の定めに基づき、当社グループの経営に影響をおよぼすような危機発生に対する体制を整備しております。なお、当事業年度中は同規定に基づき、社長を本部長とする経営危機対策本部を設置するような事案は発生しておりません。

また、製品トラブルによる事故やお客様からのクレームに迅速に対応すべく製品保証に関連する内規を整備するとともに、お客様相談室を設置し、お客様から寄せられる情報を事業活動に反映させる体制を整備しており、お客様相談室は定期的にその情報を社内に周知し、情報の共有を図っております。

情報管理については「内部情報管理規定」および「電子情報管理規定」等の定めに基づき、公開前および社外秘情報の適切な管理を行うとともに、「マイナンバー制度」に対しても、「特定個人情報保護規定」を制定し、お客様およびお取引先情報の適切な管理を徹底しております。

④ グループガバナンス体制構築に関する取組みの状況

「子会社管理規定」等の定めに基づき、各子会社は事業の経過および財産の状況ならびにその他の重要事項について、定期的に担当取締役および担当部門への報告を行っております。

また、当社の監査等委員会および内部監査部門は子会社への往査を通じて適切に監査を行っております。

⑤ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに関する取組みの状況

当社の監査等委員会は社外取締役4名を含む5名で構成されており、当事業年度においては監査等委員会を10回、代表取締役とのミーティングを3回開催し、全ての監査等委員である取締役が出席しております。

また、常勤の監査等委員である取締役は、取締役会のほかに常務会やその他の重要会議に出席し、必要であれば意見を述べるとともに、各部門や子会社への往査を通じて取締役の業務執行の監査を行っております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策の基本的な考え方は、財務体質の強化と安定的な利益確保により、株主の皆様への安定配当を継続しつつ、当該事業年度の業績を勘案して配当額を決定することとしております。

なお、当社は、より機動的な配当政策を図るための整備の一環として、2017年6月27日開催の当社第71期定時株主総会において定款変更を行い、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、当事業年度の剰余金の配当（期末配当）につきましては、従前と同様に上記の基本方針に沿ったうえで株主総会へ議案を上程し、その決定につきましては、株主の皆様にお諮りいたします。

(注) 当事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	93,300	流 動 負 債	54,959
現 金 及 び 預 金	24,308	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	33,363
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	46,356	短 期 借 入 金	3,556
商 品 及 び 製 品	13,652	リ ー ス 債 務	449
仕 掛 品	1,083	未 払 法 人 税 等	2,660
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,161	未 払 費 用	5,826
そ の 他 の 流 動 資 産	3,835	賞 与 引 当 金	3,336
貸 倒 引 当 金	△ 98	役 員 賞 与 引 当 金	123
固 定 資 産	68,784	工 事 損 失 引 当 金	116
有 形 固 定 資 産	30,733	そ の 他 の 流 動 負 債	5,525
建 物 及 び 構 築 物	11,405	固 定 負 債	32,946
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	4,957	転 換 社 債 型 新 株 予 約 権 付 社 債	10,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	678	長 期 借 入 金	1,268
土 地	12,321	リ ー ス 債 務	733
リ ー ス 資 産	1,005	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	369
建 設 仮 勘 定	365	退 職 給 付 に 係 る 負 債	18,881
無 形 固 定 資 産	10,335	受 入 保 証 金	573
の れ ん	5,246	資 産 除 去 債 務	52
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	5,089	そ の 他 の 固 定 負 債	1,067
投 資 そ の 他 の 資 産	27,715	負 債 合 計	87,905
投 資 有 価 証 券	18,301	純 資 産 の 部	
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,765	株 主 資 本	70,298
繰 延 税 金 資 産	5,156	資 本 金	15,051
そ の 他 の 投 資 そ の 他 の 資 産	2,813	資 本 剰 余 金	12,298
貸 倒 引 当 金	△ 321	利 益 剰 余 金	43,105
資 産 合 計	162,085	自 己 株 式	△ 156
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,720
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,250
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	0
		土 地 再 評 価 差 額 金	△ 76
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 604
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	150
		非 支 配 株 主 持 分	160
		純 資 産 合 計	74,179
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	162,085

招 集 こ 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

連結損益計算書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		174,661
売上原価		128,574
売上総利益		46,087
販売費及び一般管理費		36,285
営業利益		9,801
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	280	
持分法による投資利益	732	
その他の営業外収益	313	1,353
営業外費用		
支払利息	66	
為替差損	98	
その他の営業外費用	188	353
経常利益		10,801
特別利益		100
特別損失		19
税金等調整前当期純利益		10,882
法人税、住民税及び事業税	3,747	
法人税等調整額	△ 172	3,575
当期純利益		7,307
非支配株主に帰属する当期純利益		13
親会社株主に帰属する当期純利益		7,294

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	64,189	流 動 負 債	41,999
現 受 電 子 商 仕 原 前 未 短 立 そ の 他 の 定 形 固 有 建 構 機 車 工 土 建 無 ソ 借 電 リ そ の 投 資 関 出 長 破 長 差 事 敷 繰 前 そ 貸 投 資	9,834 10,569 4,672 21,156 11,432 532 2,105 2,289 320 520 702 76 17 △ 42 63,977 18,545 6,404 457 2,339 28 420 7,918 667 308 1,976 1,299 105 131 41 398 43,455 10,264 22,461 17 6,225 182 28 26 685 721 3,263 449 280 △ 1,032 △ 120	支 払 手 形 務 金 金 務 金 等 用 金	

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

損 益 計 算 書

〔2018年4月1日から
2019年3月31日まで〕

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		118,133
売上原価		90,810
売上総利益		27,322
販売費及び一般管理費		21,631
営業利益		5,690
営業外収益		
受取利息	105	
受取配当金	2,027	
その他の営業外収益	229	2,363
営業外費用		
支払利息	45	
為替差損	71	
投資損失引当金繰入額	53	
貸倒引当金繰入額	183	
その他の営業外費用	181	534
経常利益		7,519
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	10	13
税引前当期純利益		7,505
法人税、住民税及び事業税	1,906	
法人税等調整額	△ 14	1,891
当期純利益		5,614

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

文化シャッター株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 北 山 千 里 ⑩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 鈴 木 裕 子 ⑩
業務執行社員
指定社員 公認会計士 早 崎 信 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、文化シャッター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月9日

文化シャッター株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指 定 社 員 公認会計士 北 山 千 里 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 裕 子 ㊞
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 早 崎 信 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、文化シャッター株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当該事業年度の監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また、子会社に赴き、事業及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独自の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、当社は独占禁止法違反の疑いで、2010年6月9日、公正取引委員会から「排除措置命令および課徴金納付命令」を受けました。これに対し、2010年8月に公正取引委員会に審判請求を、東京高等裁判所に執行免除の申し立て手続きを行い、2010年12月に執行免除決定がなされ、審判、裁判の結果が確定するまでの排除措置命令に従った行動は、猶予されることが確定いたしております。監査等委員会は、当社取締役会の対応と今後の推移を注視するとともに、当社取締役が法令遵守体制のさらなる構築に向け、より一層努力されることを要請しております。

- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組み（買収防衛策）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月14日

文化シヤッター株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員	西 川 秀 行	㊞
常勤監査等委員（社外・独立役員）	上 村 彰	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	飯 名 隆 夫	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	藤 田 昇 三	㊞
監査等委員（社外・独立役員）	阿 部 和 史	㊞

（注）常勤監査等委員 上村彰、監査等委員 飯名隆夫、藤田昇三及び阿部和史は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dotted lines.

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年の3月31日まで
定時株主総会	6月下旬
基準日	3月31日 その他必要があるときは、あらかじめ公告する一定の日
配当の基準日	
期末配当	3月31日
中間配当	9月30日
公告方法	当社ホームページに掲載（URL http://www.bunka-s.co.jp/ ） ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載いたします。 ※貸借対照表、損益計算書は、E D I N E T（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）にて開示しております。
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
（電話照会先）	電話 0120-782-031（フリーダイヤル） 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の本店および全国各支店で行っております。

【住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について】

株主様の口座のある証券会社にお申出下さい。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

【未払配当金の支払いについて】

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出下さい。

【配当金計算書について】

配当金お支払いの際に送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用頂くことができます。

ただし、株式数比例配分方式をご選択頂いている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社等にご確認をお願いします。

なお、配当金領収証にて配当金をお受け取りの株主様につきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させて頂いております。確定申告をなされる株主様は大切に保管下さい。

■トピックス

B X 鐵矢株式会社

B X 鐵矢株式会社（旧社名 鐵矢工業株式会社）は、1931年創業の鉄骨、鉄扉、金属製窓枠や建築用金物等の製造、販売から現場施工までを手掛ける老舗メーカーで、2012年に当社のグループ会社に仲間入りしました。

大規模震災直後に火災が発生した際に、防火戸が変形しても避難経路を確保することのできる防火戸の開発を行うなど、災害対応に強みを持つ製品を多く生み出しており、防災や減災が喫緊の課題として注目される現在において利用者の皆様から大変ご好評をいただいております。創業以来80有余年で培った豊富な実績や優れた技術力を活かし、文化シャッターグループの一員として発展してまいります。



B X 鐵矢社屋



エリファイトⅡ

高い防火性能を発揮しながら、採光性に富んだガラスにより美しい空間創造を実現する特定防火設備です。超強化処理により通常の強化ガラスの二倍以上の強度を実現し、火災発生時に破損しにくく、火災を遮断します。

万一破損しても、破片は粒状になる安全ガラスのため、日常の人体衝突に対しても安全です。



アスコード

震災後に火災が発生した場合、建物の歪みによって防火戸の枠が変形しても扉が上枠や床と干渉することなく閉鎖することで防火性能を保持し、避難経路を確保できる大変形追随随時閉鎖型防火戸です。

新設対応はもちろんのこと、既設現場についても改修工事により設置することが可能です。



エアバランサー(開放軽減機構付網製ドア)

火災発生時に炎や煙の侵入を防ぐための加圧防排煙設備が設置された特別避難階段の附室に取り付ける防火戸で、火災発生時の避難経路の安全性を確保し、スムーズな避難が行えるとともに、消防隊の侵入を容易にし消火活動を手助けします。

防火区画と区画外の圧力差が500Pa時であっても、独自の開放軽減機構（特許取得済み）により、100N以下の力で開閉が可能です。

B X 鐵矢株式会社

所在地 千葉県柏市十余二380-122

代表者 代表取締役社長 石井 清隆

資本金 6,000万円

従業員数 69名（2019年4月現在）

第73期定時株主総会会場ご案内図

会場

文化シャッター株式会社 東京都文京区西片一丁目17番3号



交通

- A** 都営地下鉄三田線
春日駅(A5/A6出口)より 徒歩 3 分
- B** 都営地下鉄大江戸線
春日駅(A6出口)より 徒歩 3 分
- C** 東京メトロ南北線
後楽園駅(8番出口)より 徒歩 7 分
- D** 東京メトロ丸ノ内線
後楽園駅(4b出口)より 徒歩12分
- E** J R 総武線
水道橋駅(お茶の水寄り出口)より 徒歩15分
- F** 文京区コミュニティバス
文化シャッター前下車 徒歩 0 分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。